4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4－1　令和６年度における業務の概況

（1）常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。「スタッフ弁護士」とも呼ばれている。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策等を担い、セーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

（2）司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。そのほかにも、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践している。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等において、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

4－2　業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである（総合法律支援法第30条第１項第７号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

4－3　常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和７年３月31日現在、合計190名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1　常勤弁護士配置先一覧（令和７年３月31日現在）

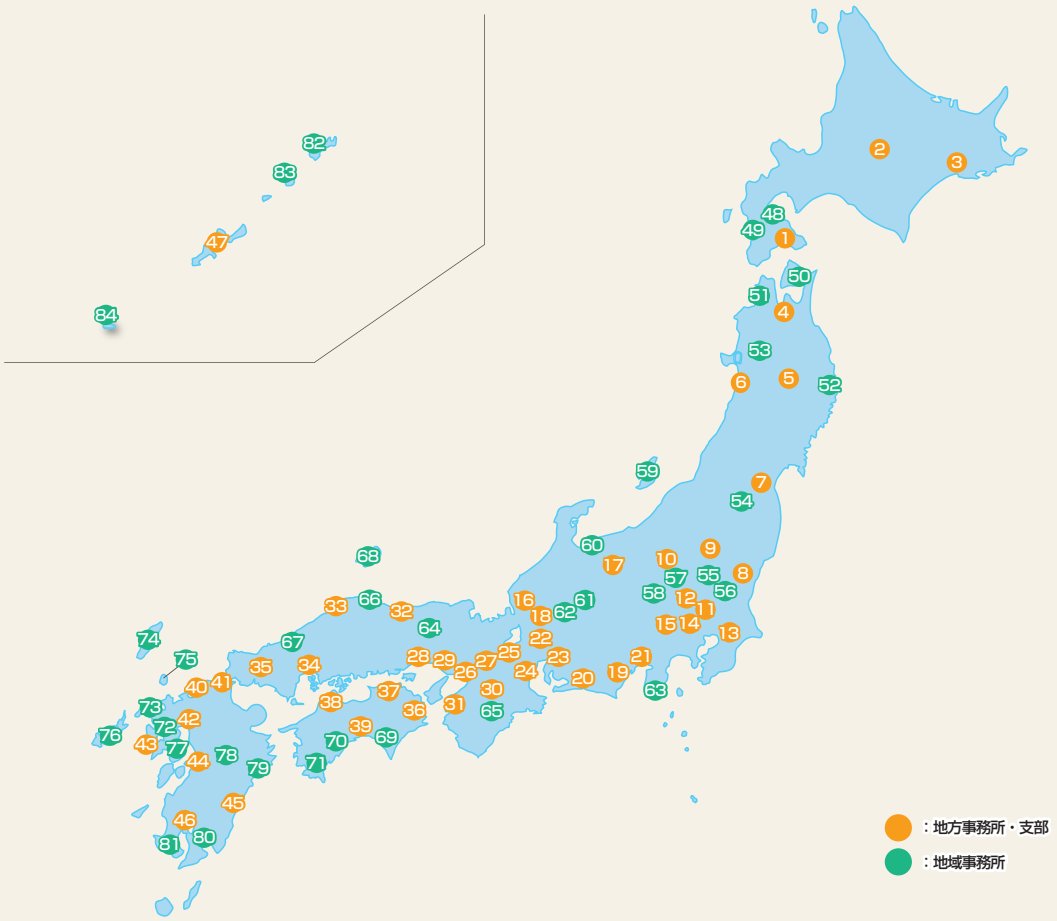

（人）

地方事務所（40か所）・支部（7か所）＊数字はスタッフ弁護士数					
1	函館地方事務所	3	25	滋賀地方事務所	4
2	旭川地方事務所	1	26	大阪地方事務所	3
3	釧路地方事務所	2	27	京都地方事務所	2
4	青森地方事務所	1	28	兵庫地方事務所	1
5	岩手地方事務所	1	29	兵庫地方事務所阪神支部	3
6	秋田地方事務所	3	30	奈良地方事務所	3
7	福島地方事務所	1	31	和歌山地方事務所	2
8	茨城地方事務所	2	32	鳥取地方事務所	1
9	栃木地方事務所	1	33	島根地方事務所	1
10	群馬地方事務所	2	34	広島地方事務所	2
11	埼玉地方事務所	5	35	山口地方事務所	1
12	埼玉地方事務所川越支部	2	36	徳島地方事務所	1
13	千葉地方事務所	5	37	香川地方事務所	3
14	東京地方事務所	11	38	愛媛地方事務所	2
15	東京地方事務所多摩支部	6	39	高知地方事務所	3
16	福井地方事務所	1	40	福岡地方事務所	3
17	長野地方事務所	1	41	福岡地方事務所北九州支部	2
18	岐阜地方事務所	2	42	佐賀地方事務所	2
19	静岡地方事務所	2	43	長崎地方事務所	1
20	静岡地方事務所浜松支部	2	44	熊本地方事務所	3
21	静岡地方事務所沼津支部	2	45	宮崎地方事務所	2
22	愛知地方事務所	3	46	鹿児島地方事務所	1
23	愛知地方事務所三河支部	3	47	沖縄地方事務所	4
24	三重地方事務所	2			

（人）

地域事務所（37か所）＊数字はスタッフ弁護士数					
48	八雲地域事務所	2	67	浜田地域事務所	2
49	江差地域事務所	2	68	西郷地域事務所	1
50	むつ地域事務所	2	69	安芸地域事務所	2
51	鰺ヶ沢地域事務所	1	70	須崎地域事務所	2
52	宮古地域事務所	1	71	中村地域事務所	2
53	鹿角地域事務所	1	72	佐世保地域事務所	2
54	会津若松地域事務所	1	73	平戸地域事務所	1
55	下妻地域事務所	1	74	対馬地域事務所	1
56	牛久地域事務所	3	75	壱岐地域事務所	1
57	熊谷地域事務所	3	76	五島地域事務所	1
58	秩父地域事務所	2	77	雲仙地域事務所	2
59	佐渡地域事務所	2	78	高森地域事務所	1
60	魚津地域事務所	2	79	延岡地域事務所	1
61	中津川地域事務所	1	80	鹿屋地域事務所	1
62	可児地域事務所	1	81	指宿地域事務所	1
63	下田地域事務所	2	82	奄美地域事務所	2
64	福知山地域事務所	1	83	徳之島地域事務所	1
65	南和地域事務所	2	84	宮古島地域事務所	2
66	倉吉地域事務所	1			

（人）

養成スタッフ弁護士の所属する地方事務所	
東京地方事務所	1

（注）熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2　常勤弁護士の配置数の推移

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
常勤弁護士配置数	194	183	204	205	190

4－4　常勤弁護士の確保

（1）説明会等の活用

ア　情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット、ポスター等を配布している。インターネット上においても法テラスのホームページ等で情報発信をしており、令和３年度からは、常勤弁護士のドキュメンタリー動画をYouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を常時発信している。

イ　就職説明会の開催等

令和６年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生等を対象とする採用情報等に関する就職説明会を会場及びオンラインで合計15回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、以前開催した常勤弁護士による連続講演企画の録画動画を視聴できるよう、インターネット上で申込みを受け付け、希望者に限定公開した。加えて、法テラス法律事務所の見学会（合計２回）、法テラス法律事務所の見学バスツアー、事例を基に法曹三者の立場から裁判員裁判について議論する勉強会を開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計５回）、法科大学院等が主催する就職説明会への参加（合計５回）、日本弁護士連合会との共催による法科大学院生等を対象とした業務説明会の開催（合計２回）、高校生・大学生向けのイベントへの参加、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣（合計５回）、司法試験合格者向けイベントへの参加（合計３回）、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。

ウ　エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における司法修習生の受入れも実施している。

エ　法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて同会員向けに毎月２回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に対して積極的な広報活動を行っている。

（2）採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4－5　司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士１人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3　**司法過疎地域事務所の設置数の推移**

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
過疎地域事務所設置数	34	34	34	34	34

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般（総合法律支援法第30条第１項第７号に規定する法律事務）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4－6　常勤弁護士の活動のための環境整備

（1）実務研修

ア　本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされることがあるため、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士等が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者が精神疾患その他様々な困難を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所に赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、他の常勤弁護士に比してより綿密な指導・育成が必要であるため、1年間の養成期間満了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。

イ　その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4　常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1　本部主催研修

（1）養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和6年4月26日、6月28日	【刑事特別研修】（集合＋WEB方式） 研修用設例を基にした刑事演習
令和6年7月18日～19日	【定期業務研修】（集合方式） 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和6年11月14日～15日	【赴任前業務研修】（集合形式） 民事法律扶助業務について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方）、スタッフ弁護士としての心構え、各種規程と手続について等

（2）赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和6年10月16日～17日	【赴任２年目業務研修】（集合形式） 刑事演習、労働事件演習等
令和6年11月28日～29日	【パーソナリティ障害対応研修】（集合形式） 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「パーソナリティ障害の難しさ」、同「本研修の学びを日々の弁護士業務に活かすには?」、同「難しい依頼者への対応　パーソナリティ障害の視点から」
令和7年1月16日～17日	【赴任４年目業務研修】（集合形式） 刑事事例研究演習、民事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等

（3）刑事裁判に関する研修

①裁判員裁判事例研究研修

実施日	講義・演習内容
令和6年8月23日	（集合＋WEB形式） 殺人被告事件における公訴事実に対する主張の方法やその考え方をテーマとした検討
令和7年1月24日	（集合＋WEB形式） 共犯事件における量刑、審理の併合・分離についての対応及び併合審理における弁護活動の注意点についての検討

②刑事弁護研修

実施日	講義・演習内容
令和6年9月6日	（集合＋WEB形式） 令和５年改正刑訴法の解説及び保釈をめぐる弁護活動について実例を交えた検討
令和7年3月14日	（集合＋WEB形式） 公判前整理手続に付する旨の請求及び弁護人の予定主張明示の方法についての検討

（4）その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記2参照	【ブロック別研修】（集合形式） 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定
令和6年9月27日	【全国経験交流会】（集合＋WEB形式） 全国各地に赴任している常勤弁護士による各地での活動報告、現制度の在り方や問題点、今後の課題等に関する議論等

2　ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

（注）実施当時に常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・岩手・秋田・青森

実施日	講義・演習内容
令和6年5月16日～17日	法務少年支援センターの見学及び同管理者との意見交換、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年11月14日～15日	北海道南西沖地震の概要及び復興までの取組についての講義、令和6年能登半島地震におけるミツバチ隊活動及び地方自治体からの復興支援についての講義等

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	講義・演習内容
令和6年5月31日	法律相談における支援的な傾聴法についての講義及び演習、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年12月1日	川越少年刑務所施設見学及び同管理者との意見交換、ビジネスマナー講習、常勤弁護士による事例・活動報告等

関東Bブロック：東京・神奈川・千葉・静岡・長野

実施日	講義・演習内容
令和6年5月24日	法テラス本部各部署の業務内容説明及びキャリアプランについての説明等
令和6年11月8日	遠隔地共同受任の利用方法についての講義、DV離婚事件における支援施設と弁護士との連携についての講義・座談会、常勤弁護士による事例・活動報告等

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	講義・演習内容
令和6年5月22日～23日	異動及びそれに伴う事件引継ぎにおける課題・問題点についての討議、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年10月31日～11月1日	要支援者事例及び支援のためのケース会議運営の実例についての講義、令和6年能登半島地震に対する弁護士会及び弁護士の対応についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	講義・演習内容
令和6年6月7日	大阪地方検察庁における再犯防止のための入口支援と他機関連携の現状についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年11月14日	心理的障害について精神医学の観点から見た発症機序及びメンタルケアの講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	講義・演習内容
令和6年5月23日～24日	常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年10月31日～11月1日	元常勤弁護士の弁護活動及び裁判員裁判における弁護の講義、登記事務及び改正不動産登記法の講義、美祢社会復帰促進センターの施設見学及び更生方法の講義等

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	講義・演習内容
令和6年5月24日～25日	丸亀少女の家及び四国少年院施設見学、常勤弁護士としてのあり方及び無罪判決をとるための精神論・技術論についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年11月8日～9日	子どもシェルター施設見学及び同管理者との意見交換、須崎市乳児死体遺棄事件を踏まえた行政の取組についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	講義・演習内容
令和6年5月30日～31日	死刑求刑事件における弁護士会との協働・刑事弁護セミナーについての講義、取調立会を中心とした刑事弁護の今後についての講義、地元弁護士会が常勤弁護士に求めることについての座談会、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年11月14日～15日	肥前精神医療センターの施設見学並びに医療観察手続における治療概略及び精神疾患を抱える方とのコミュニケーション方法についての講義、法テラス宮古島法律事務所の現状と課題についての報告、各法律事務所の現状と課題についての座談会

（2）裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員として、常勤弁護士が取り扱う主に裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を日常的に行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。指導・助言を行っているのは、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。